

## 田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例（平成30年条例第16号）

### （目的）

第1条 この条例は、本市における浄化槽の普及並びに適正な設置及び管理（以下「普及等」という。）の推進に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）において使用する用語の例による。

### （市の責務）

第3条 市は、公共用水域の水質の汚濁の防止、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の普及等の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

### （生活排水を排出する者の責務）

第4条 生活排水を排出する者は、生活排水を適正に処理し公共用水域に放流するため浄化槽の設置に努めるとともに、市が実施する浄化槽の普及等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （浄化槽管理者の責務）

第5条 浄化槽管理者は、浄化槽法、同法に基づく命令その他関係法令の規定に基づく浄化槽の適正な管理及び使用に努めるとともに、市が実施する浄化槽の適正な管理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第6条 浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）及び浄化槽清掃業者（以下これらを「事業者」という。）は、市の区域内において浄化槽を設置又は管理する場合は、浄化槽法、同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守してこれらを誠実に行うとともに、市が実施する浄化槽の普及等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

### （関係者相互の連携及び協力）

第7条 市、生活排水を排出する者、浄化槽管理者、事業者その他の関係者は、浄化槽の普及等の推進に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(連携及び協力による適正な管理の確保)

第8条 浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、相互に連携を図りながら協力して浄化槽の適正な管理を確保しなければならない。

(浄化槽管理票の整備)

第9条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の状況を正確かつ継続的に把握するため、浄化槽管理者、浄化槽工事業者及び浄化槽清掃業者と連携して浄化槽管理票を整備し、かつ、共有しなければならない。

2 市長は、浄化槽保守点検業者に対し、この条例に基づく施策の実施に必要な範囲内において、前項の浄化槽管理票を提出させ、又はその内容を報告させることができる。

3 前2項の規定は、浄化槽管理者が自ら浄化槽の保守点検を行う場合に準用する。この場合において、前2項中「浄化槽保守点検業者」とあるのは「浄化槽管理者」と読み替えるものとする。

(技術講習会)

第10条 市は、浄化槽の適正な設置及び管理を推進するため、事業者の技術の向上に資する講習会（以下「技術講習会」という。）を実施する。

2 市は、前項の規定による技術講習会の実施に当たっては、あらかじめ事業者と協議しなければならない。

(浄化槽工事業者の登録)

第11条 市長は、浄化槽工事業者が営業所ごとに置く浄化槽設備士が前条に規定する技術講習会を受講したときは、当該浄化槽工事業者の届出により、これを規則で定める浄化槽工事業者名簿に登録する。

2 市長は、前項の規定により登録した浄化槽工事業者（以下「登録工事店」という。）を公表する。

(普及啓発等)

第12条 市は、県、指定検査機関その他の関係団体と相互に密接な連携を保ち、公共用水域の水質の汚濁の防止、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、浄化槽の有用性並びに適正な設置及び管理について、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第13条 市は、浄化槽の普及等の推進に関する施策を円滑かつ効果的に実施するため必

要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

(財政支援)

第14条 市長は、市の区域内において、新たに浄化槽を設置した者で当該浄化槽工事を登録工事店に施工させ、かつ、適正な管理を行うものに対し、予算の範囲内において財政支援を行うことができる。

(相談体制の整備)

第15条 市長は、市民からの浄化槽の導入、設置及び管理に関する相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。